

## 判例評釈

## 誤振込みと相殺

名古屋高判平成27年1月29日（金判1468号25頁・確定）

堀川 信一

X（原告・控訴人）は、平成24年5月1日、株式会社Aに対する請負代金債務の決済のために仕向金融機関であるB信用金庫に330万円余の振込依頼をした際、株式会社A組名義のY（被告・被控訴人）のC支店普通預金口座（以下「本件口座」という。）を振込先に指定し、本件口座に上記金額が振り込まれた（以下「本件振込み」といい、本件振込みに係る金員を「本件振込金」という。）。被仕向金融機関であるYは、同日、YのA組に対する貸金債権等を自働債権として本件振込金を含むYのA組に対する預金債務と対当額をもって相殺する処理をした（以下「本件相殺」という。）。本件は、XがYに対し、本件相殺により法律上の原因なく本件振込金相当額を利得したとして、不当利得返還請求権に基づき330万円余の支払を求めた事案である。

## 一. 事案の概要

## 1. 認定事実

(1) Aは、平成21年3月27日、A組からの会社分割により設立された株式会社である。Xは、平成20年4月末までA組との間で建設請負工事を発注するなどの取引があったところ、平成21年7月2日、A組及びAから、A組の事業をAに承継させる旨の挨拶状を受け取った。

(2) Yは、従前、A組に対し、金員を貸し付けており、(1)の会社分割の時点における貸付金残高は4億7000万円余りに及んでいた。この時点において、A組は債務超過の状態にあった。

A組は、平成21年9月頃からYに対する債務の返済を遅滞するようになり、同年12月8日、Yを含む同社の債権者に対し、債務の支払が困難であるため任意整理を行う旨の通知を発送した。これによりYは、A組がYのC支店に有する本件口座について支払差止めの設定をした。本件口座は、支払差止め後は、ほとんど出入金はない。

(3) Xは、平成24年2月29日、Aとの間で、請負契約（以下「本件請負契約」という。）を締結し、請負代金330万円余（以下「本件代金」という。）をXがAに支払うことが合意された。

(4) Xは、同年5月1日、仕向金融機関であるB信用金庫に対し、振込先を本件口座と指定して本件代金の振込依頼をし、これにより本件振込みがされた。本件振込みに係るデータ入力作業等は、Xの経理を担当するDが行った。Dは、本件振込みに係る事務作業を行う際、本件代金をAに支払うつもりで、誤って、かつて取引のあったA組のコード番号を入力してしまい、本件口座への振込依頼をしてしまった。XがAと取引するのは初めてであり、Aに対する振込送金の手続をするのも今回が初めてであった。

本件振込金は、本件口座に支払差止めの設定がされていたため、本件口座に自動入金されず、一旦、YのC支店の別段預金口に入金された。その際、モニターには振込入金ができなかった旨のメッセージが表示された。そこで、Yの担当者は、本件振込みについてA組の口座番号や口座名義等を確認し、支払差止めの設定を一時的に解除して、本件振込みを完了させた。その後、Yは、同日付けで本件相殺を行い、同日付けでA組に対しその旨の相殺通知をし、同通知は同月2日A組に到達した。本件相殺時における本件口座の残高は1万5802円であった。

(5) Xは、同年5月2日、Aから本件代金が振り込まれていない旨の連絡を受け、確認作業を開始した。Dは、同日休暇を取得しており、連休明けの同月7日に出勤した後、誤って本件口座に振込依頼をしてしまったことに気付いて、同日、YのC支店に電話連絡し、誤振込みをしたので返金して

ほしい旨を伝えた。しかし、同支店の担当者から、既に取り引が成立している  
ので返金には応じられない旨の回答を受けた。Xは、同月18日、Yに対し、  
代理人である弁護士を通じて、本件振込みが誤振込みである旨を通知すると  
ともに、本件振込金相当額について不当利得返還請求をした。

## 2. 原審判決（名古屋地岡崎支判平成26年8月7日金判1468号25頁）

### （1）争点および当事者の主張

原審における争点は、①本件振込みが誤振込みであるか、②本件相殺が原告  
に対する関係において法律上の原因がないものといえるか（本件相殺の許  
否等）である。

①については省略し、②に関する当事者の主張を見ていくと、Xは、仮に  
受取人に預金債権が成立したとしても、Yは、Xに対する関係で、本件振込  
金相当額について法律上の原因なく利得したものと解するのが不当利得制度  
の本質である公平の理念に沿うものであること、また、Yは、本件振込みに  
ついて故意に誤振込みか否かの調査をしなかったか、近い将来には誤振込み  
に関する問題が起きることを容易に予測できたと主張した。

これに対してYは、本件相殺時、本件振込みが誤振込みであるとの認識  
は無く、また、これが誤振込みであるかについての調査義務も負っていない  
と主張した。

### （2）原審判旨

以上について原審は、最判平8年4月26日民集50巻5号1267頁（後掲平成  
8年最判）を参照し「受取人であるA組とYとの間に本件振込金相当額の  
普通預金契約が成立し、A組がYに対して同金額相当の普通預金債権を取  
得するから、原則として、Yにおいて、これとYのA組に対する貸金債権  
等を相殺することも可能である」としたうえで、①受取人の承諾による組戻  
しが可能であること、②受取人が組戻しに応じない場合には振込依頼人の救  
済が極めて困難であること、③金融機関に帰責性がないとしても、振込依頼

人に不利益を負わせるのが過酷であるといえる場合もあり得ること、④他方、被仕向金融機関において、相殺により「柵からぼた餅」的に利益を得ることが社会通念に照らして相当とはいいがたい場合もあり得ると述べたうえで、⑤「被仕向金融機関が、誤振込みであることを知っている場合には、金融機関及び金融機関店舗間の多数かつ多額の資金移動の円滑な処理の面からの保護を過度に重視することも相当とはいいがたいことからすれば、被仕向金融機関が誤振込みであることを認識しており、かつ、振込依頼人と被仕向金融機関との関係において、被仕向金融機関と受取人との間の振込金相当額の普通預金契約の成立を認め、これと被仕向金融機関の受取人に対する貸金債権等を相殺することが、正義、公平の観念に照らして相当とはいえない特段の事情がある場合には、受取人と被仕向金融機関との間に振込金額相当の普通預金契約が成立したとしても、振込依頼人と被仕向金融機関との関係においては、その法的処理において、実質はこれが成立していないのと同様に構成し、振込依頼人が誤振込みを理由とする振込金相当額の返還を求める不当利得返還請求においては、振込依頼人の損失によって被仕向金融機関に当該振込金相当額の利得が生じたものとして、振込依頼人への直接の返還義務を認めるのが相当である」とした。

そして「本件口座が支払差止めの設定にされていたなどの事情はあるものの、これらの事実から必ずしも Y が本件相殺の時点において本件振込みが誤振込みであると知っていたと認定することはでき」ず、また、本件においては組戻し依頼が相殺後になされており、Y が振込依頼人である X から誤振込みである旨連絡を受けたにもかかわらず、その意思に反して本件相殺を強行したという事情はない等の理由から、X の請求を棄却した。

## 二. 本判決

### 1. 当事者の補充的主張

まず X は補充主張として、「振込制度には組戻制度があり、被仕向金融機

関は、組戻しの要請があればこれと矛盾する行動を取ることは許されず、「誤振込みをしたXとの関係で、被仕向金融機関であるYが受取人に対する自働債権をもって、受取人の預金債権と相殺することは許されないというべきである」としたうえで、こうした事情が「本件相殺を認めることが正義、公平の観念に照らして相当でないとする特段の事情に当たるといふべきである」とした。

他方で、Yは、本件相殺の時点において、本件振込みが誤振込みであると認識していなかった以上、相殺の法的効果を妨げるような正義、公平に反する事情は認められないと改めて主張した。

## 2. 判旨

名古屋高裁は、まず、原審同様、A組に預金債権を成立を認めたとうえで、Yは、誤振込みである本件振込みにより発生した預金債務を本件相殺により消滅させることで、事実上回収不能であるA組に対する貸金債権等を回収する一方、Xは、A組に対して本件振込金相当額の不当利得返還請求権を取得するものの、事実上その回収は不能であるため、本件振込金相当額の損失を被る結果となっているとする。そして、この点について、前記認定事実(2)に基づき「Yは、本件相殺の時点では、A組がその事業全てをAに承継させて自らの事業を停止し、本件振込金に見合う取引がないことを知っており、長期間支払差止め設定をしている本件口座に本件振込金ほどの高額の金員の振込みがあることは不自然であると認識し得たものであって、本件相殺の時点において、本件振込みがXとA組の間における取引等の原因のない誤振込みであることを知っていたと認めることができる」と述べてYの悪意を認定した。そのうえで「本件振込みが誤振込みであると認識していたYにおいては、本件口座に本件振込金を入金記帳する前に、又は、本件口座に本件振込金を入金記帳した後でも本件相殺をする前に、XやA組に対し、誤振込みか否か確認して組戻しの依頼を促すなど対処すべきであった。しかる

に、Yにおいて、たまたま誤って本件振込みがあったことを奇貨として、Xが誤振込みに気付かなければ組戻しを依頼することがないことから、事実上回収不能なA組に対する貸金債権等を回収するために、あえて支払差止め設定を一時的に解除して本件振込みを完了させて、直ちに本件相殺をしたものと認められ、振込制度における被仕向金融機関としては不誠実な対応であったといわざるを得ない」とし、「本件の事実関係においては、正義、公平の観点から、被仕向金融機関であるYが、事実上の回収不能なA組に対する貸金債権等を本件相殺により回収して、本件振込金相当額についてXの事実上の損失の下に利得することは、Xに対する関係においては、法律上の原因を欠いて不当利得になると解するのが相当である」と判示し、Xの請求を認容した。

### 三. 本判決の意義

誤振込みにより成立した預金債権と受取人に対して被仕向金融機関が有する貸金債権の相殺の事例は過去にも存在し、後述のように、そこでは正義・公平の観点から振込依頼人の被仕向金融機関に対する不当利得返還請求が認められてきた。本件もそうした従来判例の立場を踏襲するものである。

### 四. 従来論

#### 1. 誤振込みによる預金債権の成立—原因関係不要説—

本判決では、誤振込みに基づき受取人に預金債権の成立を認めている。これは最判平8年4月26日民集50巻5号1267頁(以下、「平成8年最判」という。)のいわゆる原因関<sup>り</sup>不要説を支持するものである。

原因関係を欠く振込みであっても預金債権を成立させるべきとする根拠について、平成8年最判は、①「普通預金規定には、振込みがあった場合にはこれを預金口座に受け入れるという趣旨の定めがあるだけで、受取人と銀行との間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因と

なる法律関係の有無に懸かせていることをうかがわせる定めは置かれていない」こと、②「振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を関知することなくこれを遂行する仕組みが採られている」の2点を挙げる。

①②の理由はあくまで原因関係必要説を否定するための消極的なものでしかなく、振込過程をめぐる当事者間の法律関係全体を解明するものではない<sup>2)</sup>。これについて森田教授は、流動性預金口座の法的性質から原因関係不要説を基礎づけている。今日では、原因関係不要説を基礎としつつ、振込依頼人を保護するために不当利得返還請求権にどのような形で優先権を付与するか、といった点へと主たる関心が移っており、学説上さまざまな法律構成が主張<sup>3)</sup>されている。

## 2. 被仕向金融機関による相殺の可否と返還請求権の相手方

### (1) 平成17年名古屋高判一組戻の承諾の確認が取れている場面一

次に、被仕向金融機関による相殺をめぐる判例を見ておきたい。かつての下級審判例（鹿児島地判平成元年11月27日判タ718号124頁）は、原因関係必要説から預金債権の成立を否定し、そこから相殺の効力の否定を導き出していた。しかし、前述のように平成8年最判以降の判例は原因関係不要説に立っており、以下の判例もかつての下級審判例のような原因関係必要説を採用していない。

#### ア. 平成17年名古屋高判原審判決とそれに対する評価

平成8年最判以降、本件の問題を扱った判例としては、名古屋高判平成17年3月17日金判1214号19頁（以下「平成17年名古屋高判」という。）がある。

原審（名古屋地判平成16年4月21日金判1192号11頁）は、組戻しの承諾の確認が取れている場面について、被仕向金融機関が誤振込金であることを認

識でき、かつ、組戻依頼に応じることに支障がなかったことを理由に、相殺を「正義、公平の観念に照らして、本件振込金相当額の限度で無効」であるとして被仕向金融機関に対する不当利得返還請求を認めた。ここでは、組戻しの承諾によって被仕向金融機関が誤振込みの事実につき確定的に悪意になった点をもって相殺権濫用の基礎とされている<sup>4)</sup>。

原審判決に対しては、成立した預金債権と相殺適状に達した貸付債権との相殺は当然に有効とする見解<sup>5)</sup>や、(破産間際の受取人と振込依頼人が誤振込を装って預金を引き上げる場面を念頭において)受取人の組戻しの承諾のみで被仕向金融機関が確定的に悪意になったとはいえず相殺権濫用にはあたらないとの見解<sup>6)</sup>、相殺の無効により預金債権も復活したはずであり、被仕向金融機関には利得は無いとの批判があった<sup>7)8)</sup>。

#### イ. 平成17年名古屋高判とそれに対する評価

こうした批判もあってか、控訴審の平成17年名古屋高判は、相殺の効力については言及せずに、本件の事案の下では、たとえ預金債権が成立したとしても、「正義、公平の観念に照らし、その法的処理において、実質はこれが成立していないのと同様に構成し、・・・組戻の方法をとるまでもなく、振込依頼人への直接の返還義務を認めるのが相当である」とした。

第一に、これが原因関係必要説に立つものであるか否か(前掲鹿児島地判と同様の構成か否か)が問題となるが、仮にそうだとすれば、「実質はこれ(預金債権※筆者注)が成立していない」とする根拠を「正義、公平の観念」から不当利得に求める必要はないはずである。したがって、原因関係必要説に立つことを判示するものと評価することはできないだろう。ここで述べていることは、単に被仕向金融機関が利得を保持する力を有しないということの比喩に過ぎないのではないかと考えられる。

第二に、上記のような法律構成については、入金不能分として入金記帳をしない、あるいは組戻しの承諾により預金債権の存続が否定されたものと理解すれば、平成8年最判との矛盾は無いとの見解がある一方で<sup>9)</sup>、これに対し



ては組戻しには預金債権を否定する効力がないとの批判がある<sup>10)</sup>。後者が妥当である。こうした点から、本判決については、直截にいわゆる「棚ぼた利益否定論」に基づき<sup>11)</sup>、平成8年最判が振込依頼人は受取人に対して不当利得返還請求権を有するに過ぎないとした点を実質的に批判するもの評価されている<sup>12)</sup>。

## (2) 平成17年東京地判—組戻しの承諾が取れなかった場面—

続いて東京地判平成17年9月21日金判1226号8頁（以下「平成17年東京地判」という。）は、組戻の承諾が取れなかった場面について相殺の効力を認めた上で「銀行が、振込依頼人から受取人の所在が不明であって組戻の承諾を得ることができない事情について相当の説明を受けていながら、誤振込の事実の有無を確認することのないまま、自らの債権回収を敢行したような場合には、この債権回収は、振込依頼人に対する関係においては、法律上の原因を欠き、不当利得となる」とした。

本判決に関しては、被仕向金融機関に対して、直接、不当利得返還請求を認めた点に関しては、棚ぼた利益否定の効果的手段として賛成する見解が多い<sup>13)</sup>。その際、ここでの不当利得返還請求権の理論構成としては、これを騙取金による弁済の不当利得を認めた判例（最判昭49年9月26日民集28巻6号1243頁）にひきつけて理解する立場と、銀行の悪意を必ずしも問題としないことから、転用物訴権にかかる判例理論（最判昭和45年7月16日民集24巻7号9頁、最判平成7年9月19日民集49巻8号2805頁）の延長線上にあるものと評価する立場がある<sup>15)</sup>。

金融機関が全くの善意であった場合にも「平成17年東京地判の立場から」不当利得が認められるかは疑問であり（平成17年東京地判は組戻依頼の存在を重視しており、その点で被仕向金融機関が「全くの善意とまではいえない」ことを考慮要素としている）、後者のように理解するのは困難であろう。

## 五. 検 討

### 1. 従来判例との比較

本判決の原審は、被仕向金融機関が振込みが原因関係を欠くことについて悪意である場合には、実質は預金債権が成立していないのと同様に構成し、被仕向金融機関に対する不当利得返還請求を認め得るとする。これは前掲平成17年名古屋高判と同じ構成である。これに対して本判決は、原審のように「実質は預金債権が成立していないのと同様に構成し」とは述べてはいない点で違いがあるが、被仕向金融機関を相手とする不当利得を認めるにあたり、やはり被仕向金融機関の悪意を重視した判断を下している（原審と本判決の結論の違いは、事実認定の差にあるが、この点についてはこれ以上立ち入らない）。そして、こうした被仕向金融機関の主観を重視するのは、平成17年名古屋高判並びに平成17年東京地判においても同様であり、そうした意味では、この問題に関する判例の立場が次第に固まりつつあるように見受けられる。

### 2. 相殺の可否と優先的回収方法

上記のような判例の立場は、理論的には不当利得の公平説に忠実な立場といえ、<sup>16)</sup> 受益者の悪意を重視する点からみた場合には、騙取金による弁済の判例に非常に近い判例であるといえる。<sup>17)</sup> 本件における振込依頼人の請求内容が、被仕向金融機関を相手とする不当利得返還請求であり、裁判所はこの点について判断せざるを得ず、また本件の事情の下で振込依頼人の請求を否定することは妥当ではないと考えられる。そうした点では、本判決の結論は支持しうる。

しかし、仮にそうであるとしても、本判決は、法理論としては不明確な点が多いように思われる。<sup>18)</sup> では振込依頼人の請求手段として別の法律構成はあり得なかつたのだろうか。そこで、平成17年名古屋高判の原審がとった、相殺の効力を否定する立場について検討することにしたい。相殺の効力を相殺権

の濫用を理由に否定する場合には、預金債権と貸金債権が復活し、振込依頼人は被仕向金融機関ではなく、受取人に対して不当利得返還請求権を行使することとなることについては、先に述べたとおりである。ただし、この場合、振込依頼人が受取人無資力のリスクを負う結果となる。これを回避しようとするならば、振込依頼人は、むしろこうした相殺の無効を主張せずに、被仕向金融機関に対して不当利得返還請求権を行使するほうが合理的であるということになろう。平成17年名古屋高判原審以降、判例において相殺の効力が問題とされなくなった背景には、こうした事情があらうか。

しかし、被仕向金融機関も含む金融機関が組戻しという制度を自ら設置しておきながら、その利用を阻止するかのような相殺をすることに対する批難が不当利得判断における「正義・公平」の主たる内容であるとするならば（特に本判決はこうした被仕向金融機関の「不誠実さ」を重視する）、むしろ相殺の効力そのものが問題とされるべきであろう。そして、そうした判断を妨げている原因が、上記のように、振込依頼人が受取人の無資力のリスクを背負う結果になることを危惧したものであるとするならば、その点に関する手当てがなされればよいということになる。筆者は、原因関係を欠く振込みをした振込依頼人の保護としては、受取人に対する不当利得返還債権を被保全債権とする債権者代位権のある種の転用による優先的回収方法が効果的なのではないかと考えている<sup>19)</sup>が、本件のような事案においても、組戻しという制度を自ら設置しつつその実行を阻止する相殺については信義則違反ないし権利濫用（その具体的中身は禁反言の法理）を理由に無効にしつつ、復活した預金債権について債権者代位権を行使する方法が考えられるのではないかとと思われる。こうした構成によるならば、本判決や騙取金による弁済法理によるよりも、被仕向金融機関の悪意の法的位置づけが明確になるのではなからうか。もちろん、こうしたある種技巧的な方法によったとしても結論に差が生じない以上、単なる理論的優劣の差の問題にすぎないが、逆にこうした場合ですら相殺に効力があるとするのは説明しがたく、筆者のような立場につ

いても検討の余地はあるのではないかと考える。

- 1) 平成8年最判以降の原因関係を欠く振込みに関する事案をめぐる諸判決においては、いずれもこの立場を支持しており、確立した判例法理となっている。なお平成8年最判の第一審(東京地判平成2年10月25日民集50巻5号1267頁)及び第二審(東京高判平成3年11月28日民集50巻5号1293頁)は、それまでの下級審判例と同様に預金契約当事者の意思解釈を根拠に原因関係必要説に立っていた。この点も含め、平成8年最判以降の判例の展開に関しては、拙稿「原因関係の無い振込みと振込依頼人の保護法理民事法の現代的課題」小野秀誠ほか編『松本恒雄先生還暦記念』(商事法務、2012年)881頁以下参照。
- 2) 森田宏樹「振込取引の法的構造—「誤振込」事例の再検討—」中田裕康・道垣内弘人編『金融取引と民法法理』(有斐閣、2000年)134頁。
- 3) 近時の学説に関しては、拙稿・前掲注1)881頁以下参照。
- 4) したがって、振込制度の運営者としての銀行の地位に鑑み相殺権の濫用を広く認めるという判断方法をとってはいない。この点を指摘するものとして三枝健治「誤振込による預金債権成立後の対応(上)—被仕向金融機関による相殺の場面を中心に」みんけん580号(2005年)18頁。
- 5) 匿名記事「営業店OJT 誤振込による受取人の預金と被仕向金融機関の受取人に対する債権との相殺」金法1710号(2004年)63頁、森口充康「名古屋高判平17.3.17(誤振込み・不当利得)に対する疑問」金法1753号(2005年)1頁、吉岡伸一「判批」判タ1168号(2005年)95頁。
- 6) 柴崎暁「判批」金判1201号(2004年)63頁。中村弘明「誤振込により成立した預金債権と被仕向金融機関の受取人に対する貸金との相殺の可否」金法1761号(2006年)35頁。
- 7) 柴崎・前掲注6)63頁等多数の文献が指摘する。
- 8) なお「誤振込金相当額は、回収可能な貸付債権として復活するが、誤振込なかりせば、本来は回収不能債権に戻る筈だから、この誤振込金相当のみせかけの回収可能性がY(被仕向金融機関※筆者)の利得といえ」との構成や(菅野佳夫「判批」判タ1152号(2004年)105頁)、「被告の前記相殺による本件振込金相当額の利得は法律上の原因を欠くことになる」という説示からその真意を探ると、実は本判決は相殺の効力を否定したのではなく、騙取金による弁済の最判昭49年9月26日の論理に従い、振込依頼人の請求を認めたのではないかと理解も示されている(本多正樹「誤振込と被仕向金融機関の相殺(下)—名古屋地判平16・4・21に関連して—」金法1734号(2005年)52頁)。
- 9) 三枝・前掲注4)19頁。粕谷秀夫「判批」判タ1215号(2006年)73頁。松本貞夫「誤振込による預金の成否と原因関係の存否」法律論叢80巻2・3号(2008年)433-435頁。ただし松本(貞)教授は「平成8年判決があることから、・・・振込依頼人の銀行に対する不当利得返還請求を認めるというかなり苦しい理論を展開しているように思える」と述べる。
- 10) 松岡久和「判批」金法1748号(2005年)13頁。
- 11) いわゆる「棚ぼた利益否定論」については、拙稿・前掲注1)881頁以下。

- 12) 石垣茂光「誤振込と相殺」清水元ほか編『平井一雄先生喜寿記念 財産法の新動向』（信山社、2012年）454頁、三枝・前掲注4）18頁。中村・前掲注6）35頁。なお内田貴『民法Ⅱ〔第3版〕』（東京大学出版会、2011年）587頁は、平成17年名古屋高判を「最高裁のルールの適用を回避して妥当な結論を導こうとする動き」の一つと位置づける。
- 13) 菅野・前掲注8）105頁、佐々木修「判批」銀法640号（2004年）28頁、吉岡・前掲注2）95頁、三上徹「誤振込と預金の成立」銀法640号（2005年）10頁、三枝・前掲注4）19頁。
- 14) 石垣・前掲注11）454頁。名古屋高判に同様の評価を与えるものとして三枝・前掲注4）18頁。
- 15) 三代川俊一郎「判批」金判1245号（2007年）65頁。
- 16) 潮見佳男「誤振込みと被仕向金融機関の不当利得」金判1225頁（2005号）1頁。
- 17) 花本教授は、なぜ振込依頼人は受取人に対して不当利得返還請求権を有するのかについて近時の類型論からの詳細な検討が必要であるとされる（北居功ほか編『コンビネーションで考える民法』（商事法務、2008年）125頁〔花本広志〕）。
- 18) 本稿四、2で述べた点に加えて、たとえば、騙取金による弁済に関する判例法理に関しても、なぜ弁済受領者が騙取金であることについて悪意であれば、不当利得が成立するのか、という点については金銭について即時取得を認めていない我が国においては、正当化根拠が見出しえないことが従来から指摘されている。
- 19) 拙稿・前掲注1）881頁以下参照。